

愛知県立安城特別支援学校・いじめ防止基本方針

I いじめの定義

(1) いじめの定義

本校では、「いじめ」とは、生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第2条）とする。

この定義が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう）のために定められたものであることに留意し、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つて行う。

～いじめの具体例～

- ◇冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ◇仲間はずれにされる、集団から無視をされる。
- ◇軽くぶつかられる、遊ぶふりをしてたたかれる、蹴られる。
- ◇ひどくぶつかられる、強くたたかれる、強く蹴られる。
- ◇金品をたかられる。
- ◇金品を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる。
- ◇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる。
- ◇インターネットやSNS等で、ひぼう中傷や嫌なことをされる等

(2) いじめの解消

本校では、「いじめの解消」とは、いじめられた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月以上）継続していることとする。また、「いじめの解消」を判断する時点において、いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることとする。

II いじめの防止についての基本的な考え方

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に向けて、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

未然防止の基本となるのは、児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係のなか、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの子供でも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たっていかねばならない。

◇いじめの防止

日常的に児童生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、定期的に検討する。

◇早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。

◇早期対応

発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。

◇一人で抱え込まない

一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有する。

III いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」について

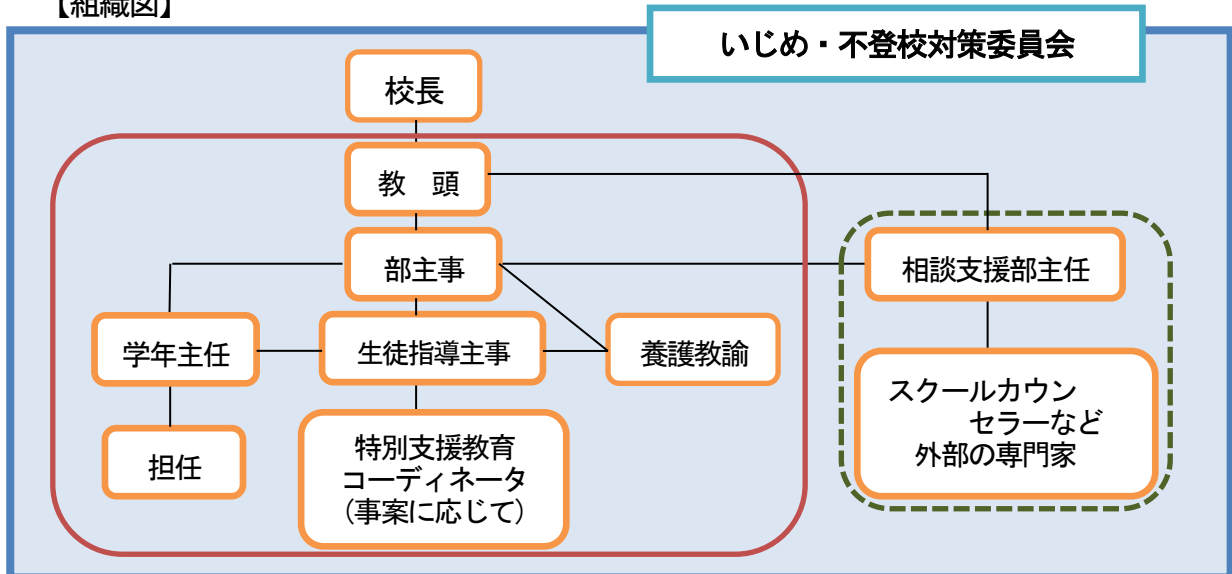
ア 委員会のメンバー

校長、教頭、該当部主事、生徒指導主事、相談支援部主任、該当学年主任、担任、養護教諭、特別支援教育コーディネータ（必要に応じて、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える。）

イ 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

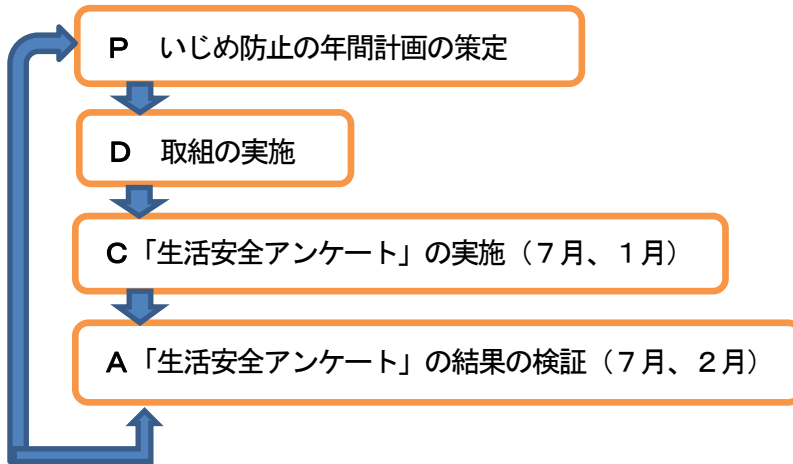
【組織図】



□ は、指導・支援チーム。 □ は、必要に応じて外部の専門家と連携をとる。

(2) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能等

ア 取組の検証（PDCAサイクル）



イ 教職員への共通理解と意識啓発

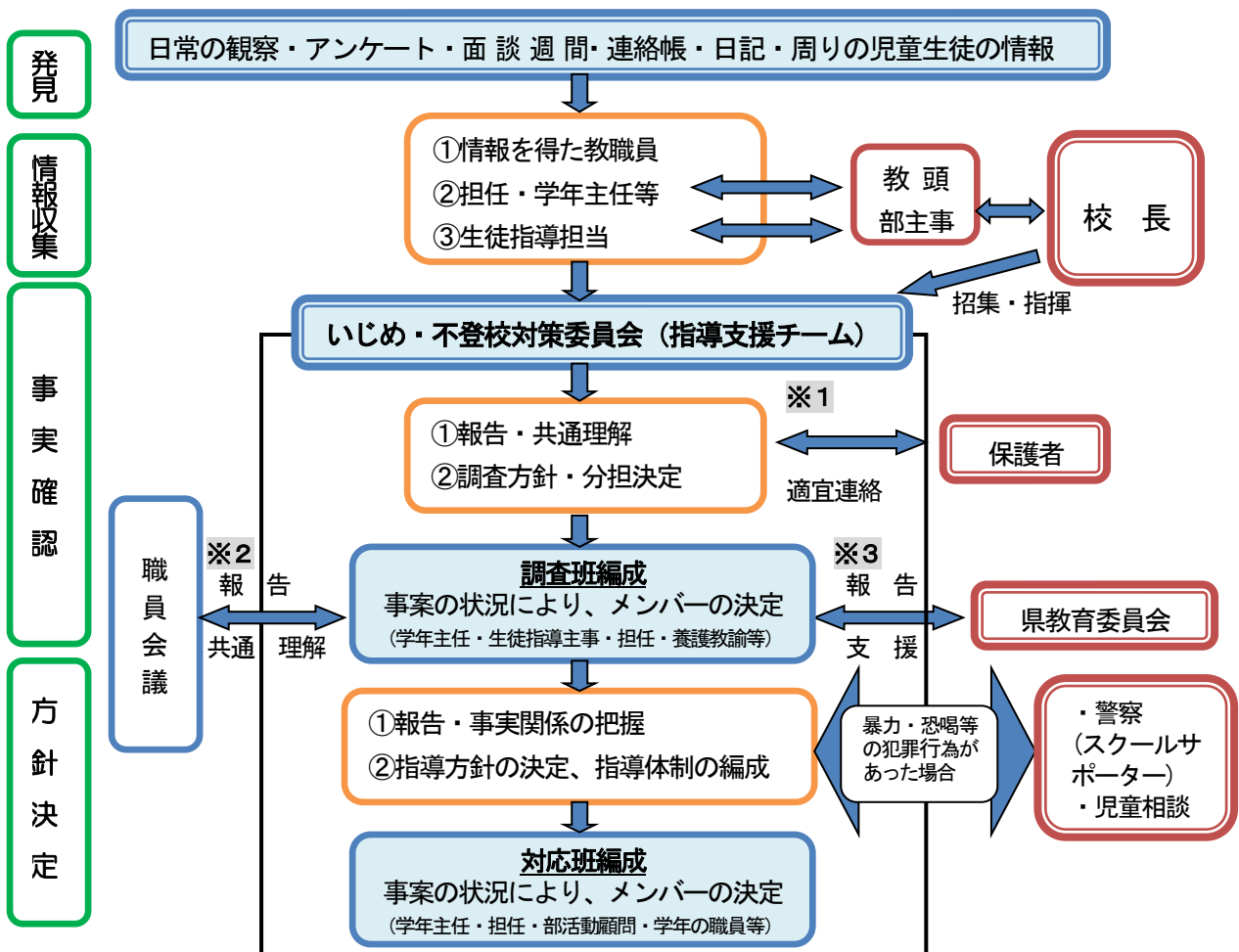
- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修で年1回「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

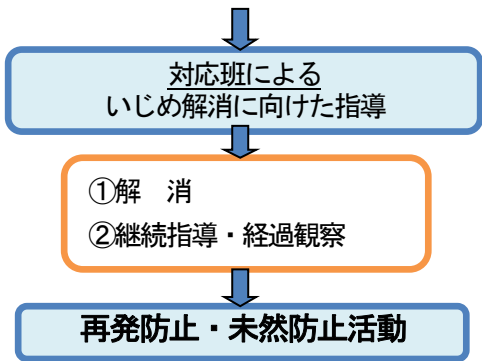
「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案に掲載する。

IV いじめに対する処置

(1) いじめ事案への対応



対応
解消・経過観察



- ※1 学年主任、担任
- ※2 生徒指導主事
- ※3 教頭、部主事

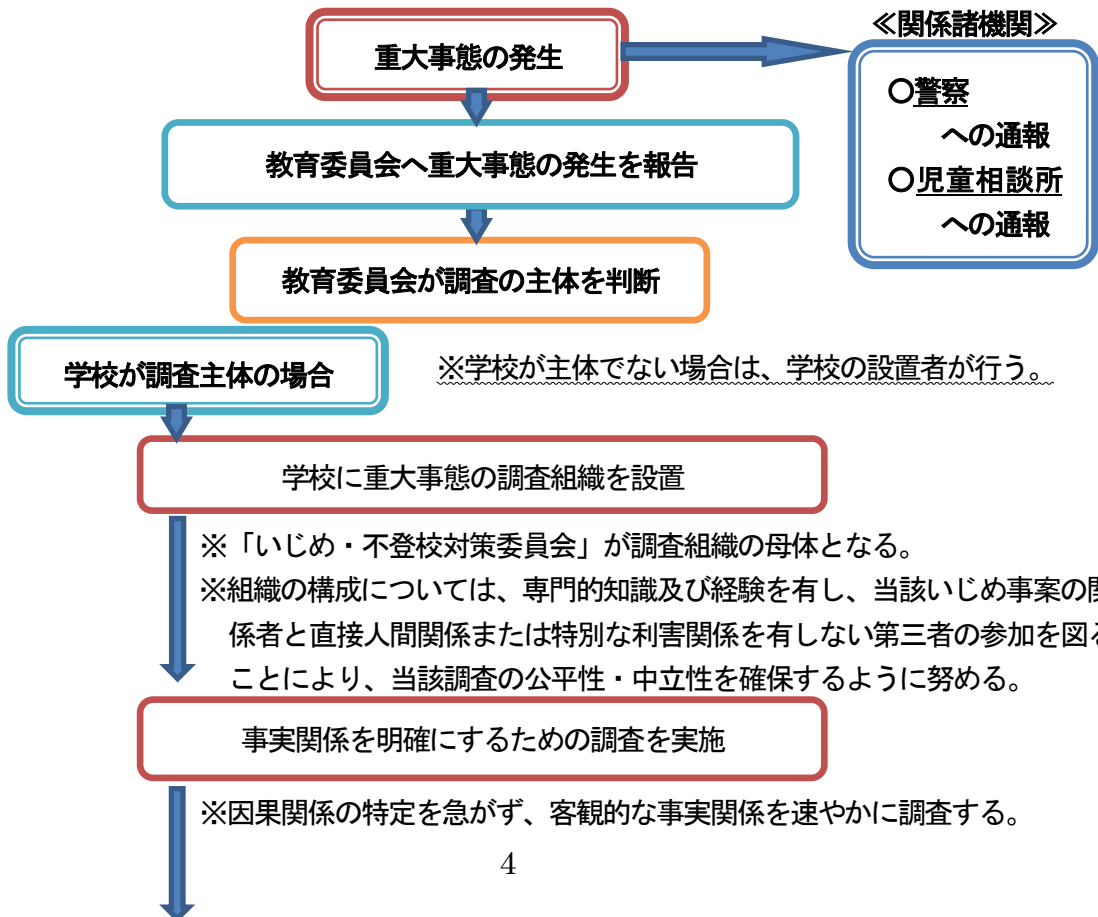
- ・実際に対応するメンバー（指導・支援チーム）は、事案に応じて委員会が適切なメンバー構成を考える。
- ・事案に応じて柔軟に指導体制のメンバーを決める。また、対応する内容によってチームのメンバーは異なる。

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(注) 重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



※たとえ学校に不都合なことがあったとしても、事実としっかり向き合おうとする姿勢が大切である。

いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
※調査に当たって実施したアンケートは、提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ちその旨を調査対象の生徒や保護者に説明をする。

調査結果を教育委員会に報告

※希望があれば、いじめを受けた児童生徒または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

(2) いじめられた生徒・保護者への対応

- ア 生徒・保護者に寄り添った対応を心掛け、希望する支援などを聞き取る。
- イ 生徒の個人情報などには十分に配慮し、対応する。
- ウ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実は個人情報などに十分に配慮した上で、速やかに生徒・保護者に伝える。
- エ 生徒の信頼する友人や教員、家族などと連携して組織的に支援する。
- オ 安心して学習に取り組める環境について提案を行う。
- カ 外部専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）との連携を積極的に提案する。
- キ いじめた生徒との関係の改善に努め、いじめが解消したと思われる場合でも見守りを継続する。
- ク インターネット上の誹謗中傷等については警察と連携し、適切な支援を求める。

(3) いじめた生徒・保護者への対応

- ア いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら事実関係の聞き取りなどを行う。
- イ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実は個人情報などに十分に配慮した上で、速やかに保護者に伝え、適切な連携を図る。
- ウ いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら生徒の指導を行う。その際には、双方の個人情報などには十分に配慮し、対応する。
- エ 指導に当たっては、いじめた生徒の行為の背景に着目し、必要な支援も行う。
- オ 必要に応じて、外部専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）との連携を提案する。
- カ いじめられた生徒との関係の改善に努め、いじめが解消したと思われる場合でも見守りを継続する。
- キ インターネット上の行為については警察との連携への協力を促す。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ア いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら、第三者的な立場の生徒への事実確認の聞き取りなどを行う。その際には、聞き取る生徒の保護者に十分な説明を行う。
- イ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実を当事者に伝える際には、第三者的な立場の生徒の個人情報などに十分に配慮する。
- ウ いじめが起きた集団内での背景に着目し、再発防止の措置をとる。

- エ 当事者たちの関係の改善に向けて協力するよう促す。
- オ インターネット上の行為については警察との連携への協力を促す。

V いじめの防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童生徒が充実感をもって、取り組める学校づくりと教師との信頼関係づくりに努める。
- イ 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。
- エ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。
- オ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、児童生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。
- ウ 定期的ないじめの内容を含む「生活安全アンケート調査」(年2回)の実施や教育相談の充実を図る。
- エ いじめの発見・通報を受けたら直ちに「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。

(取組の年間計画)

- 校…校長 教…教務部 管…管理職 生…生活指導部 保…保健体育部
進…進路指導部 学…学年対応

	未然防止の取組	早期発見の取組	点検検証
4月	○健康調査の実施【全学年】 保 ○全職員に周知徹底【職員会議】 校 ○HR：いじめについて 学 ○金曜日に挨拶運動 生	←「いじめ問題への取組 についてのチェック・イント」 ○保護者会 ○学級懇談、個別懇談	○学校評価委員会①
5月	○金曜日に挨拶運動 生 ○HR：インターネットの利用について 学		
6月	○産業現場等における現場実習 【高2,3年生】 進 ○金曜日に挨拶運動 生		○第1回いじめ・不登校対策委員会
7月	○高等部集会（いじめについて） 生 ○金曜日に挨拶運動 生	○「生活安全アンケート」 の実施 生 【高I,II類型生徒対象】	
8月		○個別懇談	
9月	○HR：いじめについて 学 ○金曜日に挨拶運動 生		○学校評価委員会②

10月	○金曜日に挨拶運動(生) ○高等部集会(公共のマナーについて)(生) ○産業現場等における現場実習【高2,3年生】(進)		○第2回いじめ・不登校対策委員会
11月	○高等部集会(人権について)(生) ○金曜日に挨拶運動(生)		
12月	○人権啓発挨拶運動(生) ○人権講話【全学年】(校)	○現職研修「人権について」(管)	
1月	○金曜日に挨拶運動(生)	○「生活安全アンケート」の実施【高I,II類型生徒対象】	
2月	○金曜日に挨拶運動(生) ○高等部集会(情報モラルについて)(生)		○第3回いじめ・不登校対策委員会 ○自己評価「自己点検シート」
3月	○金曜日に挨拶運動(生)		○学校評価委員会③の結果を検証し、「いじめ防止基本方針」の見直し

※問題が発生した時は、速やかに臨時いじめ・不登校対策委員会を開く。

【参考資料】

- いじめの防止等のための基本的な方針(平成25年10月11日)文部科学大臣決定
- 生徒指導リーフ増刊号「いじめのない学校づくり『学校いじめ防止基本方針』策定Q&A」(平成25年11月)
- 平成18年以降のいじめ等に関する主な通知文と関連資料(平成24年9月)
- 兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」(平成29年8月改訂版)
<http://www.hyogo-c.ed.jp/~gimu-bo/ijimetaiou/manyuaru2908.pdf>